

# 令和2年第3回（5月）佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月13日（水曜日）

## 議事日程（第1号）

令和2年5月13日（水）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第52号から議案第57号まで
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）  
議案第52号、議案第53号、議案第56号  
（市民厚生常任委員会付託案件）  
議案第54号、議案第55号、議案第57号
- 第 5 議案第58号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	平	田	和太龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純一	君	4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健二	君	6番	後	藤	勇	典	君
7番	北		啓	君	8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大海	君	10番	上	杉	育	子	君
11番	稲	辺	茂樹	君	12番	山	田	伸	之	君
13番	荒	井	眞理	君	14番	駒	形	信	雄	君
15番	山	本	卓	君	16番	金	田	淳	一	君
17番	中	村	良夫	君	18番	中	川	直	美	君
19番	近	藤	和義	君	20番	坂	下	善	英	君
21番	佐	藤	孝	君						

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 渡辺 竜五 君 教育長 渡邊 尚人 君

総務課長 (兼選委員会 管理委員長)	中	川	宏	君	防災課	財長	磯	部	伸	浩	君
税務課長	甲	斐	由紀	夫	企画課	長	猪	股	雄	司	君
財政課長	平	山	栄	祐	市民生活課	長	斉	藤	昌	彦	君
社会福祉課	市	橋	法	子	子ども若者課	長	大	屋	広	幸	君
地域振興課	岩	崎	洋	昭	観光振興課	長	祝		雅	之	君
教育総務課	坂	田	和	三	学校教員課	長	濱	田	晴	明	君

事務局職員出席者

事務局長	山	本	雅	明	君	事務局次長	本	間	智	子	君
議事調査係	梅	本	五輪	生	君	議事調査係	岩	崎	一	秀	君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第3回（5月）佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、2番、山本健二君及び4番、佐藤定君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る5月11日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議しましたので、報告します。

会期につきましては、本日1日とします。

会期日程は、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。この後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、常任委員会の審査となります。常任委員会の審査が終了次第、当該報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開します。なお、再開時間は、常任委員会の進捗状況を見て決定し、事務局より周知させます。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行い、その後人事案件について上程、採決を行います。

以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第52号から議案第57号まで

- 議長（佐藤 孝君） 日程第3、議案第52号から議案第57号までについてを一括議題といたします。
- 質問並びに説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

市長から提案理由の説明と、それに関する状況の報告を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） おはようございます。まずは状況の報告をさせていただきます。1人10万円の特別定額給付金につきましては、基準日の4月27日現在、佐渡市の住民基本台帳に記録されている方、5万3,662人を対象に申請書を郵送し、5月12日までに約1万6,000件の申請がございました。5月15日に第1回目の給付として4,300件の給付を予定しております。2回目は5月20日を予定しており、給付準備の整ったものから順次給付してまいります。また、事業者向けの持続化給付金については、連休中も相談窓口を設けて対応いたしました。現在約200件の申請と見込んでおるところでございます。今後も商工会と連携をして、事業の周知に努めてまいります。市としましては、国の支援策に上乗せ助成を行うことにより、生活支援と事業継続の支援にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う税制上の措置を講じるため、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴い、同日付の専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したことについて議会に報告し、その承認を求めるものです。当該改正内容は、新型コロナウイルスの影響により事業等に関わる収入がおおむね2割以上減少している方について、1年間の徴収猶予を受けることができる特例措置が設けられたことに伴う所要の改正でございます。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ54億313万8,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、特別定額給付金事業に関わる経費を追加計上し、歳入ではその財源として国庫支出金を予算計上するものです。

議案第54号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険制度の任意給付である傷病手当金の支給を行うことができるよう、本条例の一部を改正するものです。主な内容は、国民健康保険被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対し、傷病手当金の支給を行うことができるよう、支給要件、支給基準等について定めるものです。

議案第55号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、後期高齢者医療被保険者の傷病手当金の支給に関わる申請書の受付をするために本条例の一部を改正するものです。主な内容は、新潟県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を行うことができるよう、支給要件、支給基準等について条例で定めたため、佐渡市において申請の受付等の事務について定めるものです。

議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ4億6,200万8,000円を追加するものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、歳出では佐渡市独自の経済対策第2弾としての緊急事業継続支援費や子育て世帯への臨時特別給付金給付事業などを予算計上し、歳入では国の補正予算に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金や県支出金のほか、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。

議案第57号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ123万円を追加し、予算総額を59億6,323万円とするものです。補正内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を計上するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 4月30日で専決処分ということなのですが、市民税、固定資産税、軽自動車税ということになっています。4月15日にたしか固定資産の猶予やいろいろなことに関することがホームページに載っていたというふうに思うのですが、納期がそれぞれ固定資産税については4月30日、つまり専決処分をした日なのです。ここに書かれてあるように、恐らく本年2月以降の任意の期間で減ったということだから、当然減っている方もいて、固定資産税を取られたという声もあるわけなのだけれども、その辺の対応はどんなふうに考えていますか。

それと、もう一つ。2つ目は、未納、納めていない方、つまり違う言い方で言えば期限に対して滞納しているという方は、これ対象になるのだろうかというふうに私は思うのだけれども、それはどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

まず、第1点目の納期限との関係でありますけれども、この制度につきましては、本来であれば納期限までに申請をすると、納期限後も納付が猶予されていくというふうな制度でございます。最初の固定資産税の第1期につきましては、4月30日が納期限ですので、そういった意味では今回の専決日と同日ということがありまして、実際に納付された方もいらっしゃると思います。それで、そのあたりがどうかということでもありますけれども、この制度自体が確かに2割ほどの収入が減額になった、減額といいますか、収入減になった方、そして加えて納付することができない、資力がない方といった方が対象になります。この納付の猶予につきましては、結果として免除になったわけではありせんので、払っていただくことができる方は払っていただきたいということになります。それで、結論を言いますと、一旦納付した場合は還付ということはできないという制度になっております。それと、この点につきましては、国の経済対策が表面化といいますか、公表された4月7日、8日のあたりからこの猶予制度というのが出てきたのですけれども、そのあたり4月8日に私どものほうでチラシを行政サービスセンターや支所に掲示して周知をしております。その後もホームページ等で周知をしておりますし、今後も市報に掲載して周知をするという予定でございます。いずれにしても、この制度は来年1月31日まで該当しますので、その間鋭意周知を進めていきたいと考えております。

それから、現在未納の方につきましても、当然この猶予の対象になります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段で聞いた佐渡市のホームページに、4月15日付で固定資産の告知を出したでしょう。あれ何で出したの。国が緊急経済対策の実施に当たって国民健康保険税、介護保険料、固定資産税の減免基準を公表したのです、十二、三日頃に。それを受けて出したわけでしょう。つまりここに至ることが分かっていたのですよ。コロナ、コロナと言うのだけれども、コロナではなくても、固定資産税は地方税でありますから、市長の裁量、渡辺新市政ができたばかりだという時点ではあったのだけれどもね。だから、私がなぜ4月15日にあなた方がホームページで告知をしたか。それはこういった意味も含んでいたのですよ。それまでに国がしっかりとさっき言った国保税の問題、介護保険料の問題、固定資産税の問題、もうやっていたわけだから、それとの関連で見ると結果的にもうちょっと丁寧な告知が要ったのではないか。28日かどこかのときにちらっと言ったのだけれどもね、感じなかったとは思うのだけれども。今の答弁ですと、未納、滞納している方は対象になるけれども、納めてしまった人は対象にならない。固定資産税というのは、いわゆる今コロナでもめている固定費なのです、業者や何かで言うと。だから、ここは何らか私考えるべきところが、納めた方は戻してもらえないかと言う人はそう多くはないとは思いますが、これ固定費ですから。だから、そういう視点が要るのではないのですか。もちろん国の法改正に伴ってこれやってくるものだけれども、もともとコロナでなくとも市長が固定資産税も減免しようと思えばできたはずだと思うのだけれども、その辺はどんなふうに考えてその15日との関係をやっているのか。今回これをどうするのかというこの仕掛けが私は要ると思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

先ほど少し申し上げましたけれども、確かに国がこの方針を出したのが4月8日だったかと思えますけれども、そのあたりから国のほうでも猶予制度はマスコミを通してこういう制度の周知はしていると。さらに、私ども市町村、県にもそういうふうな文書も来まして、私どもも具体的に15日にホームページで周知したということでございます。先ほどの制度との関係ですけれども、やはりこれは現行制度におきまして還付はできないという制度になっておりますので、そのあたりはご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ご理解はできません。対象となる市民税は令和2年2月から令和3年1月までという、こういうことなのだ。2月も対象になっているのです。つまり4月30日が固定資産税の納期だった。業者をやっている方はどうか分かりませんが、税金、銀行引き落としみたいなものになっていけばおのずとやられるわけだ。知っていれば、待ってくれということもあったし。私が何を言いたいかということ、たまたま渡辺市政ができたばかりでなかなか大変だったというのは私は承知はしているのだけれども、ただこれ行政経営ではなくて、佐渡市政は地方政治、佐渡市政の政治をやるわけですから、あなたが言ったように8日に国の通知が出ていたと、15日に告知をしたと、そして専決がここになるということならば、ここに政治の力が働いて、市民の暮らしどうするかということに、コロナにどう立ち向かうかということが私必要だったと思うのですが、税法上返せないのかその辺はよく分かりませんが、担当の委員会でまた詰めていただけたらと思いますが、市長、一言感想。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） こういう制度の場合、特に税の場合、議員ご指摘のとおり口座引き落とし等の制度

もあり、便利になっている反面、情報の発信というところは非常に重要な点だというふうには、ご指摘のところについては。今後これ1年という形で続いてまいりますので、今後はしっかりとまず周知対策をしながら、ミスによる納付、この制度を知らない方の納付というのは防ぐようにまずは努力をしております。その中で、還付というのはこの徴収猶予という制度の中では非常に難しいということでございます。今後につきましては、経済対策も含めながら、こういうものの対応が可能かどうかは国の状況等も踏まえながら考えてまいりたいというふうには考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 4月の議員全員協議会の際にも質疑をさせていただきましたのですが、こちらは1年間の猶予があって、その1年後の納付の仕方について例えば分納も検討されているのか、それとも一括でやっていくのか、その部分について今の状況で構わないので、どういう感じになっているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

猶予ということで、最長1年間の猶予でございます。いつからかということになりますと、現行の納期限から1年間。ですから、先ほども話にありました固定資産税の第1期が4月30日ですから、来年4月30日まで延びますよと、次7月末ですので、またそれも来年まで1年間、納期から1年間猶予されていくという計算ですけれども、ちょっとそのあたりは前回もお話ししましたが、あくまでも減免ではなくて猶予ですので、やはりその分はダブルカウントになっていくという可能性はあります。ただ、今回の制度、条例改正とは違うのですけれども、事業用の固定資産税の一部については減免制度も国が予定しておりますので、固定資産税についてはダブルにはならないと思いますけれども、他の税目についてはダブルカウントになるということになります。

〔「納付の方法は議論したのかと、それを聞いている。納付の方法」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（甲斐由紀夫君） そのあたり資力に応じてということになりますので、当然ダブルで払わなければならないというよりは、また分納の計画納付といったことにつきましては私ども収納のほうで十分検討していきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 確認なのですけれども、具体的なその納付方法についてですとか、固定資産税の減免についての部分とか、国のほうの方針というか、指針としてはこういうふうにやってくれというのほどういふ指示というのが入っているのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 甲斐税務課長。

○税務課長（甲斐由紀夫君） ご説明いたします。

現在のところ、先ほどの4月30日に法律案として成立した地方税法の改正の中には、固定資産税のうち、事業用の家屋、それから償却資産に係る部分の減免制度が入っております。その部分は入っておりますけれども、今回私どもの専決分にはその部分は入っておりませんし、その分は次回の6月議会のほうでまたご説明したいと思っておりますけれども、国のほうの地方税法の関係としては、今回のコロナに関する対策としては、今回の猶予と今ちょっと言いました、6月議会に出しますけれども、固定資産税の一部減免と、こ

れだけになっております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第52号についての質疑を終結いたします。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）の質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） この間何度もお願いをして、また答弁もいただいているのですが、家庭内で経済的なDVに遭っている方々に対する配慮、これがちょっと足りないのではないかとことです。実際に対応しますというお返事いただいているので、何人かの市民の方々ご相談に上がったと思うのですが、対応してもらえていないということで、実際にこの10万円頂くのは個人なのであって、世帯主ではないというところをどのように今後また説明していくのか。つまり世帯主は代表して家族の分、その方の口座に振り込まれてもその10万円についてその方のものではないというところをどう説明していくのか。そうでなければ、これ本当に必要な人にきちんと渡るものになっていないのではないかと危惧がありますので、どうなっているのかを説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

DVに関しては、今までDV案件として取り扱った相談については6件ございます。そのほかに、やはり今おっしゃったように、ご家庭内でどうしてもなかなか10万円を自分の手元にもらえないのではないかとこのようなことのご相談も承っております。そのときの私どもの対応としましては、原則この制度は世帯主が申請をして受給をするという制度の構築になっておりますということが1点と、それから今ほどありました配偶者以外、その他親族からのDV等被害に遭っているというようなご事情がなければ分割をして請求をすることができないということについては伝えております。ご家庭で世帯主の方に給付があったとして、その家庭内での分配等について私どもが言及できるものではないというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 国から来ているその手続が今おっしゃられたご説明のとおりだということは私も承知はしております。ただ、やはりこれが住民基本台帳に登録されているものへの支給であるという性格は絶対に外すことはできないので、これは仮にその家庭の中で10万円を受け取る必要がある方が受け取れないということが起こると思われるのです。そうなったときに、では誰の責任なのかというところをはっきりさせないと、これがまたさらにその家庭内のDVを助長するものになるということは十分想像できることなのです。それを何も手を打たない、つまり国の説明はこうなので、市として何も手を打つことはできませんということだと、これはやはり分かっていたことでしょうかという話になるので、ここはやっぱりちゃんと手を打つべきだと思うのです。代表として受け取る者の責任が何であるかというところは余りよく知られていないですし、私も世帯主なので、うちは家族みんなそれぞれ世帯主なのです。うちはそれぞれ世帯主ですので、私も通知頂きましたけれども、特段その世帯主が何をするのかというのは手続以外何も

書いていない。そうすると、今度は世帯主が本来持っている責任が何かを通知しない市も悪いという話になってしまうので、受給すべき人がちゃんと安心して、その後で裁判を打つようなことなくても大丈夫なのかというところをどのように担保しているのかを聞かせてください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

あくまでも申請者は世帯主であります。給付対象者は個人でございます。今議員ご指摘の世帯主の責任というようなものについて私どものほうで特段周知はしておりません。ただ、やはり個々のご相談の内容によって分けて申請をすることが適切であろうというような被害を受けていらっしゃる方については、その旨ご相談を承り、社会福祉事務所長の確認書という形でDVの被害相当というような認めをして分配をしているというご家庭もあるのは事実でございます。なので、市としてどのようなところ、現在国から通知されておりますような事柄のほか、佐渡の実情に即した個々のご相談に応じた対応をさせていただいているということが現状でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私がお聞きしたことは答えていただけていないのですけれども、想定されるのはやはり家庭の中で自分は本当に必要なのにこれを受け取れていないと。本当に困っている人に対して届けるのがこの10万円の趣旨。先ほどご説明いただいたように、やっぱり個人に対する給付なので、それができない、例えば日本語が分からない方、日本人の方でもなかなか分かりにくいと思います。でも、日本語が分からないご家族とかいろいろな立場の方、あとこの制度があるのは分かるけれども、前にもご説明いただいたように、親子関係の中で言えない世帯主の子供、しかし成人しているとか様々な問題が想定されるにもかかわらず何も手を打たないと、これはまずいと思うので、これについての回答をきちんと、個人がトラブルを起こすような給付の仕方ではありませんというところを担保しなければいけない、ここにやっぱり応えなければいけないと思うのです。いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） これは、あくまでも議員のご指摘の点については出てくる可能性は十分あるというふうにも思います。ただ、制度として基本的に世帯主が申請するという流れで国のほうで要綱で定められている点、その他として今おっしゃられたいろいろな理由により問題がある場合は相談を受けながら対応をしていくという点、やっぱりこういう国の制度の枠組みの中で取り組んでいく必要があるというふうに思っております。そういう点で、もしいろいろな問題等あれば市のほうに相談していただいて、その中で対応していくという、現段階では国の制度上は難しいところもあるかと思っておりますので、そういう点も留意しながら事務をこれから進めていきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 幾つか細かい部分について確認したいと思います。

冒頭の市長からの説明のほうにもあったのですが、今約2万7,000世帯中、5月12日時点で約1万6,000世帯、つまり60%ほどがもう申請として来ているという話でありました。その部分について今後の周知方法、恐らく大方の方はご存じだとは思いますが、皆さんが確実に受け取れるために、それからそういう制度があるということを知るための第2、第3の周知方法をどのようにこれからやって

いくのか、具体的にどうするかという部分について聞きたいというのが1点目。

あと、実際の給付に当たっては、5月15日については4,300件を支給する予定だということなのですが、この4,300件のその根拠というものがどういうものか。例えば1日最大で対応できる件数というのはこれがもう上限なのですと、あとはちょっと忙し過ぎて対応できないということなのか、それとも何か別な理由があるのか、そこの理由についてお聞かせください。

かつ、全部で2万7,000世帯なので、1回当たりの支給件数が4,000件ぐらいがマックスであるのであれば、今後7回ぐらいは支給日を設けてやっていく必要があるのかなというふうに思うので、その点についてのスケジュール感、大体その2万7,000世帯全部が来たと仮定した場合、7回支給すると、そうすると大体何月ぐらいには皆さんには行き渡るといような、そういうスケジュール感について分かる範囲でいいのでお聞かせください。

また、支給する順番、それはあくまでも受付に来た順番で支給していくのか、それともランダムでやっていくのか、そこら辺について確認をしたいです。また、書類に不備があれば連絡をして、追加の書類下さいというような、そういうやり取りも当然あると思うのですが、またそこで自分は真っ先に送ったのにいまだに振り込まれていないとか、当然そういう話が出てくると思うので、その部分についてお聞かせください。

最後、前回の話のときに確認したのですが、宛先不明のような形で戻ってくる案件が前回の会議の中では30件ほどあったという話で、では今、前回に比べて6,000件ぐらい増えたのかなというふうに思うので、そこからさらにどれだけの不明の件数がトータルとして戻ってきたか、かつそれに対する対処法としてどのようにやっていく予定にあるかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、冒頭訂正させていただきたいのは、議員今世帯数2万7,000世帯というふうにお話ありましたが、基準日現在2万3,705世帯ですので、私ども概算で約2万4,000件というところでやっておりますことをご理解ください。

それから、5月15日の4,300件でございますが、現在私どものほうで到着をした順に開封作業、それから申請書に添付書類がついているのか、申請者本人請求なのか、代理請求なのかというような仕分け作業を行って、その後添付書類の確認や、それからシステムへの入力作業を行っております。15日の第1回の支払いに間に合わせるために全庁体制で各課から応援をいただいて、約10人から20人ぐらいの体制で日々入力作業を進めておるところでございますけれども、その処理をしても1日大体200件ぐらいしかできないというような状況です。というのは、やはり入力をした後、1人の入力では間違いがあったりしますので、二重チェックをかけると、口座番号のチェックだったり、そういったものをする、それから市の口座ご指定、児童手当ですとか、水道料ですとか、そういった口座をご希望された方は、その番号を確認をして入力をするというような作業がありまして、なかなか入力作業に時間がかかっている、チェック作業に時間がかかっているのが現状でございます。なので、この4,300件の理由というのは、本当に支払い処理が完全に完了できた方ということなので、4,300件の根拠というところにつきましては現在お答えできるものはございません。

それから、支給日でございますが、1回目15日、それから2回目は先ほど市長申しあげました20日を予定しております。その後、5月中にはあと2回ぐらい支払いができればということで考えておりますし、6月についてもなるべく支給回数を増やしまして、一日も早くお届けできるような対応ということをご心掛けております。

それから、支給の順番ですが、一番最初に郵便を受けたのが5月6日になります。連休の最終日に郵便局のほうで約6,000通以上の郵便を配達していただきました。やはり早く申請を出していただいた方から順次お支払いをしたいということは思っておりますが、書類不備等でどうしても後に回ってしまう方もいらっしゃるということで今は処理をしております。

それから、宛先不明につきましては、昨日現在で約70件強だったと思います。ただ、お問合せの中で郵便が届いていないというようなお問合せがあった方のものを確認すると宛先不明の中にあたりしみますので、そういった方はその申請書を現在住んでいらっしゃる住所を確認させていただきまして、そちらに配送しておりますので、今日現在ちょっと数字固まっていますけれども、私ざくっと見た中では40件ぐらいの宛先不明が残っていたというふうな感覚でおります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） あと、先ほども言った今後の周知方法です。2回目、3回目の周知方法をどうするかという部分と、あと追加でなのですけれども、こちらの予算書の中で人件費の部分について補正のほうが入ってきていると思うのですが、時間外勤務だとか休日勤務だとか、管理職特別勤務手当、夜間勤務とあるのですけれども、これ以前決算審査特別委員会のときからちょっと私指摘しているのですが、これだけ10人から20人の体制で今入力作業をやっていて、かなり膨大な作業に追われているという話で、課長職の方のサービス残業問題というものを私ずっと言い続けているのですけれども、そういう残業がつかないような無理のない体制を、管理職の方はどうしてもいらないといけないというのは当然分かるのですけれども、負荷が過重にかからないような、そういう体制というのをきちっと市のほうでしてほしいと思うのですが、その部分についての現状どうなっているかというのをお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会福祉課長。

○社会福祉課長（市橋法子君） 失礼しました。再勧奨につきまして、現在1万6,000件程度来ているということで、今のスケジュールとしては6月の中旬から下旬ぐらいに再度勧奨をかける必要があるのではないかと。8月6日までが申請期限というふうになっておりますので、6月にもう一度。手法としましては、やはり今回コロナの感染症防止という観点もございますので、郵送での通知と申請を原則とさせていただきたいと思っております。ただ、今回の申請書の発送時の課題であった申請書の記入例ですとか、それから代理申請についてはもう少し分かりやすいものとする必要があるであろうということで、内部で現在検討しているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） それでは、人件費の部分についてご説明申し上げます。

4月29日、休日等の発送作業というような形の中で、会計年度任用職員、それから正規の職員等を動員

しましてかかった経費、それからその後の給付事務にかかったような経費ということで人件費を計上してございます。管理職の部分につきましては、もし管理職のほうが出れば管理職特別勤務手当というような形で、休日、それから週休日等につきましては必要な時間外勤務手当に代わるべきものをお支払いできるような形になっておりますし、そのような形で全体的に取り組んでおります。この給付事務だけではなくて、窓口の相談、電話サービスのほうの中でも職員、休日等も出てきておるような形の中で、負担感のないような形で全体を配置しながら、今後対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第53号についての質疑を終結いたします。

議案第54号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 任意給付の傷病手当です。ほかの健康保険組合だとあたりもするのだけれども、具体的に対象者は大体どのぐらいを見込んでいるのかというのが1つ。

それと、一体幾らもらえるのかというのが2つ目。

答えを言うと、要は新型コロナウイルスに感染した方だからゼロだとは思いのだけれども、今後出る可能性はないわけではないのだけれども、ゼロだろうと思うのだけれども、そこで気になるのですが、先ほどの固定資産税との関係もそうだけれども、私は何度も言いますが、4月8日時点で国保税の減免についての通知も来ていると。この前の委員会では、担当課長は現在持っている要綱でやっても対応できると言ったけれども、委員会審査報告書の委員長答弁では今後整備をしていくというようなことが言われているのだけれども、これはどうなっているのかと。こっちのほうがいっぱいいるわけだ。自営業者も含めて売上げが減った場合、収入に対して15%から20%のというのが国民健康保険税の重さですから、こっちのほうが私いっぱいいると思うのだけれども、それはどうなっているのか。ちなみに言いますと、村上市、三条市、ぱっと開いていくと国民健康保険税の減免についてというのがホームページに出てきますし、村上市については国民健康保険税と介護保険料の減免というのがもう既に出ています。そういうところから見ると非常に遅いのではないかと思いますので、どうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、傷病手当の想定なのですけれども、この後補正予算のほうで出てくるところと関連しますけれども、はっきり言いまして人数的には分からないというのが実情なのですけれども、一応予算を計上する上で想定しているのが、これ感染された方と、それから疑いのある方と、この疑いのある方というのが非常にボリュームがあって、難しい判断になります。そうはいいまして、予算立てないわけにはいきませんので、私どもとしてはおおむね6人と。この根拠というのが、あまり実際には確実なところはないのですけれども、一応6人と想定して、これ給与所得者が対象になりますので、こちらのほうを国保の被保険者

の中からいろいろ算定しましたところ6人で、日額の平均が大体1万円ぐらいかなと。それで、計算式いろいろ掛けていった中で、入院とか、そういったことを勘案しまして、勤務できない日がおおむね30日というような計算で6人でやっていったところ、実際に支給率というのは3分の2になりますので、それをもろもろ計算していった中で123万円ぐらいというようなところで想定しているところです。

それから、もう一つの国保税の減免の関係です。実際には、この国保税の減免のほうが今回のコロナの対策については大きなところになってきます。こちら、私は前回の臨時会等でも要綱で対応というふうにご説明したところなのですが、なかなか現行の条例とか深く読んでいきますと、減免の場合はやはり納期限前の申請というところが非常にひっかかって、国保税の場合は要綱だけではちょっと対応できないのではないかというところで、いろいろ検討しておりました。その結果、次の定例会で国保税の条例のほう、こちらの納期限前の申請というところをちょっと修正するような形で条例を出させていただきたいというふうに考えております。もちろん交付要綱もつくりましますけれども、条例改正が必要になるということで予定をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回の傷病手当の対象者は被用者、いわゆる勤め人なのですが、ちょっと古い資料で恐縮ですが、過去の佐渡市の国保の加入者の構成割合の中で被用者は28%だという答弁がございました。都会ですと非正規労働者がどんどん増えていきますから、この28%というのがもっと増えているかもしれませんが、佐渡市においては先ほど6人ということを出したけれども、何人中の6人ぐらいになるのか。残りのほかの例えば自営業者、古い答弁資料ですが、自営業者は17%だって答弁をしています。つまりこの方々も同じように私対応できないというのはこれ困るのではないかと思うのだけれども、それどうですか。

それと、先ほどの固定資産税の関係で言うと、先ほどは猶予でしたが、猶予ですよ、あれは。待つのですよ。待つだけだけれども、納めたものは返さない。今度は、国保税のやつは納めたけれども、返すという理解でいいですか。4月8日の国の通知では、「徴収前に申請ができなかったやむを得ない事由がある場合には対応できますよ」ってなっているのだよ。つまり本税を納めて減額をするものでさえ、ざっくり言えば返すわけだ。だから、先ほどの固定資産税の場合は猶予だけれども、駄目だというのだけれども、どうも矛盾を感じてしまうのだけれども、その辺はどうなりますか。ちなみに言いますと、現在佐渡市が持っている減免取扱要綱、今朝やっとなら調べました。そしたら、ちゃんとあるではないですか。当該年中の世帯の総所得金額の見積額が前年中に対して所得が40%以上減少した場合、80%以上の場合には所得の減免の割合が10分の10、70%以上だと10分の7、60%以上だと10分の6、50%だと10分の5ってちゃんとあるではないですか。何でこれに対応できないのか。今すぐにでもこれ対応できると私は思って、この要綱も持って来たのですよ。ちなみに、本法の国民健康保険法、あるいは村上市も出ていますが、三条市も出ていますが、国民健康保険税条例の中でも減免の規定があるわけですが、その辺はどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

齊藤市民生活課長。

○市民生活課長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

まず、先ほど6人と言いましたのは、これ対象の給与所得者というわけではなくて、実はこれ3月中の新潟県内でのPCR検査を受けた方の割合を出しまして、それが0.045%なのですけれども、それに依じて国民健康保険の被保険者数で掛け合わせた数字でございます。実際に国民健康保険の直近のもの、被保険者数の中に占める給与所得者の割合が、ちょっと数字用意しておりませんので申し上げにくいのですけれども、担当から出していただいた数字だと給与所得が120万円以上の方が600人程度いるのではないかとというようなことでございました。その中で、平均給与が240万円程度としまして、そこから割り返した日額の平均が1万円そこそこという数字で出したものでございます。

それから、自営業者が対象にならないというところでございます。こちら議員おっしゃるとおり、要は雇用主、そちらのほうは傷病手当金の対象にはなりません。こちらのほうは、国からのQ&A等、そういったところでもございます。例えば給与をもらっている方、専従給与でもこれは可能だというふう聞いておりますので、給与をもらっている方が対象であるというふうにお聞きをしております。

それから、もう一つの国保税の減免の関係なのですけれども、国保税の関係は条例改正が必要になると。この理由が、納期限前の申請というところがどうしてもひっかかるものですから、こちらを納期限後でも可能にするということのために条例改正が必要になってきます。ということは、国保税は毎年7月から徴収が始まりますけれども、令和2年度についてはまだ賦課もされておられません。ですので、今回コロナの影響になりましたのは、令和元年度の最後の2月分、3月分納期のもの、そういったものについては遡って納めていただいた方には還付するというような形で進めるためにそういった条例の制定をしていくということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 担当委員会で詳しくやっていただきますが、何だかんだ言っても今零細の自営業者にとって、売上げが落ちている中で、国保税の負担が重いのですよ。今回4月8日付で出たのは、今回のこれと同じようにコロナに限るわけです。コロナに限っては納付したものでも返してもいいですよと、固定資産税は駄目だって言ったのだけれども。ということなのですよ。今回の日本の問題で言うと、昨年10月の消費税増税によって消費が大きく落ち込んでいるところにコロナのショックが加わっているというのですよ。だから、先ほどあった今回のコロナで返すことには対応できなくても、少なくとも今持っている要綱で、先ほど言った要綱ができていますよ。過去に1件か2件対応したことがあるはずですよ。もう既にこの要綱で対応した実績もあるわけだから、それならそれでしっかり総体としてこのコロナの影響を受けて今深刻な地域経済、暮らしが大変なときにやっぱり対応をしていく必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがか。これ市長だな。ちなみに言っておきますが、介護保険料の減免申請要綱も佐渡市は持っているのです、もう既に。市長、どう思いますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） もちろん要綱に沿って仕事をしていくのが我々一番大事な点でございますので、減

免の要綱と対応するものにつきましては、現要綱を含めましてしっかり整理をした上で市民の皆様にお知らせをし、対象のほうをしっかりと確認しながら進めてまいります。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第54号についての質疑を終結いたします。

議案第55号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） ないようなので、聞く。

先ほどの国保の傷病手当金については勤め人です。後期高齢者の場合はどうなりますか。後期高齢者で勤め人というのはそう多くないと思うのですが。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

後期高齢者医療保険につきましては、国保と同様の扱いとなります。ですので、例えば75歳以上の方でも給与所得者、こちらのほうが対象になるということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、何人ぐらい見込んでいるのですか。75歳以上で働いている方ってそう多くないと思うのですよ。ここも大きな手落ちだと私思っているのです。さっきの国保の自営業者が対象にならないこと。後期高齢者が働いていなかったら傷病手当金がもらえない。その辺はやっぱり、佐渡市が悪いのではないのですよ。国の対応そのものが遅れているし、ちょっと矛盾があるなということなのだけれども、何人ぐらいいて、また何%って見ているのですか。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

後期高齢者の対象につきましては、私のほうで承知しておりません。本日数字を持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、国が言うので出してみたというだけですね。

○議長（佐藤 孝君） 斉藤市民生活課長。

○市民生活課長（斉藤昌彦君） ご説明いたします。

後期高齢者医療保険のほうも国保と同様の制度ということで、実はこれ新潟県の広域連合のほうで既に条例のほうも専決をされております。それに準じて後期のほうもやっていくという方向でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第55号についての質疑を終結いたします。

議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 大きく分けて3つ質問があります。

まず1つは、先般市長は地方創生臨時交付金に佐渡市もトライすると言ったのがまずこれなのかと。これ大枠が全国で1兆円だから足りないという議論がある中で3億円取っているのですが、この後もこの地方創生臨時交付金に佐渡市は何か事業を申請する予定があるのかどうかということが1つ。

それから、2つ目は緊急事業継続支援費についてです。これちょっと私日本語の意味がよく分からないのですが、市独自の支援金とか市の単独の支援金という書き方があちこちにされているのですが、これは市と国庫支出金の案分がある、制度は市の独自だけれども、支出金そのものは案分をもって国からもらうということでのいいのかなということが1つ。

それから、この緊急事業継続支援費というのは、前提がまず国からの200万円なり100万円なり、個人だったり法人で金額違うわけですが、それを受けた人を前提にして佐渡市はさらに上乗せをするということだとこの資料を見ると理解するのですが、そこにはタイムラグがあるのかなというふうに読みました。それは、申請する人にとってはとてもやりにくいことなのではないかと思うのですが、この手続についての、例えばほかの事業では社会保険労務士の費用とか盛り込まれていますが、このタイムラグがあって複雑なものについての手続の支援というのがあるのかどうかということ。

それから、3つ目です。子育て世帯への支援ですが、その中で2つあります。1つは、先ほどから私質疑していますけれども、世帯主に対して支払う、支払うというか、給付する、送金するということであると本当に必要な人のところに渡らないお金になるということを危惧しています。特に、例えばこれ子供に対して1万円とか5,000円の上乗せとかいろいろですけれども、今マスクとても高いですが、高いマスクを買っているのはほぼほぼお母さんだったりするわけです。そのお母さんにこそこういうお金は渡ってしかるべきなのだろうと思うのです。例えばマスクの話、お母さんが買っている場合。しかし、夫が常日頃から経済的に財布、家計を握っているところはやっぱりここ、世帯に給付したところで本当にこのコロナで支出が増えている家族の手元に渡らないということ、これについてどう考えているのかということ、同じ質問ですけれども、お答えをお願いします。

それから、もう一つが、高校2年生、3年生のいる世帯には佐渡市が独自に支給するということなのですが、これなぜ5,000円なのかということ。ほかの金額を検討しなかったのかということ。それから、対象が高校2年生、3年生のいる世帯になっているのですが、同じ年齢であってもこのコロナのことで支出が必要なのは、例えばさっき言いましたマスクとか、同じだと思うのですが、この高校生というところに限った理由を教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 幾つかのご質問でございますので、不足の部分はまた課長も含めましてご説明をさせていただきます。

地方創生臨時交付金の対応につきましては、3億円を超える金額で今内示をいただいて、今回予算で上げさせていただいております。これにつきましては、ある程度市の考え方で用途を決められるものでござ

います。そういう部分で、今回ぎりぎりこの単独予算に間に合ったということから、歳入として充てさせていただいたということでございます。これはまだ状況はつきりしておりませんが、ニュース等を見る限り国のほうの第2弾の話もちらほら出ております。そういう中で、私どもとして次の対策、これは6月議会に向けてということになると思いますが、それに向けてどのようなものが必要かということは今議論しておりますので、いずれにいたしましても国から出てくればしっかりと対応をとりたいと思いますし、出なくても必要なものをまた再度検討して進めていきたいというふうに考えているところでございます。そういう部分で、しっかりと国の財源は使途を我々として使えるように取り組んでまいります。

国の上乗せのほうにつきまして、考え方としては国の上乗せということで単独事業というふうに考えておりますが、その財源として国のものが充てられたということでございますので、国の財源ではございますが、要綱、考え方、それらにつきましては佐渡市のほうが基準としてつくっていくということでございますので、市の単独事業として考えているところでございます。

あと、タイムラグの支援、これを実はかなり議論をしております、国の事業が一月の間に売上げが50%減るかどうかが一つ大きな要因になりますので、そこが何月になるのかというところが一つのタイムラグのポイントになると思います。実は、持続化給付金自体、今申請すると2週間ぐらいで来るというスケジュールで国のほうも取り組んでおりますので、そのタイムラグも含めましていろいろ検討はしておりますのでございます。中身として、つなぎ融資ができないかとか、そういうことを考えておるところでございますが、担保の問題等を含めまして、銀行のほうとそのタイムラグがどのくらいあって、本当に必要なかどうか含めて今議論しておりますのでございます。

子育てにつきましては、児童手当のほうの上乗せということで基本的には考えておりますので、児童手当を今支給している方々にはおおよそきちっと保護者の方に行っているだろうという判断で支給をしておりますので、この上乗せについては子供のために使っていただけるというふうに考えております。ただ、その中でまた通知等を出しますので、その中でしっかりとこのお金の使途につきましては交付する皆様方にお伝えをしてみたいというふうに考えているところでございます。

高校2年生、3年生の単独事業でございますが、これにつきましては国のほうが高校1年生までという要件になっておりました。その中で、1万円が出るということございましたので、私どもとしては高校2年生、3年生の方も高校を休んでいるというところで支援が必要だろうということで、私どもの支援策一律5,000円ということで判断をさせていただいたものでございます。確かに1年生と差はあることではございますが、ここは国の考え方と我々市としてやっていくということの中での市の基準を一律にさせていただいたということでございますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 補足説明しますか。いいですか。

では、荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 国が示したものを大急ぎでこうやって出してくるのも仕方ないなと思うところもあるのですが、特に今、私の所管の委員会でもありますけれども、この高校生というところのくくりというのは私はやっぱり外していただきたいなと。そここのところの考え方をもう一度ご確認させてください。

○議長（佐藤 孝君） 大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

このたびの子育て世帯への給付金につきましては、本来であれば中学校3年生までが対象であったところをこのたびの国の事業は高校1年生も含むということでございます。3月、4月学校のほうが休校になりまして、高校1年生までではなく高校2年生、3年生もその休校の対象となり、影響を受けたということでございまして、市として拡大したものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 私1回目と2回目に質問したことをもう一回まとめて質問しますと、高校に行っていないくてもこの世代の子供たちが毎日マスク使う、それが布なのか、買ったものなのかという、それぞれのご家庭によって違うと思うのですけれども、高校に通うからお金が余計に出ているとかという、そういう配慮ではない。多分前回市長は子育てに使ってくださいということで、何に使うかの中身まではチェックしていないということなので、高校に通うためのお金という、そういう附帯事項ではないと考えますと、やはり高校というところは私は外して考えるのかな、それが適切かと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○議長（佐藤 孝君） 大屋子ども若者課長。

○子ども若者課長（大屋広幸君） ご説明いたします。

市の独自事業につきましては、休業ということを考えておりました。その中で、就労している方もございますが、あくまで学校に通っているということで考えております。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、今回その点も実は議論はしております。そういう中で、国の制度自体がこの1万円上乗せするという点が、高校等が休みになっていて、そういう部分へのことに鑑みて1万円を出していくというような、そういう制度でございました。その国の制度の上乗せ助成として考えた関係上、考え方を統一していく必要があるだろうということで判断したものでございます。逆のケースで言えば、例えば高校1年生まで1万5,000円出ますが、そこでも学校に行っていない方もいらっしゃるわけですので、いろいろな部分でいろいろな問題が出てくるだろうというふうにも議論をいたしました。やはりこの国の制度に合わせていくということが一つ、市民の皆様にも制度としても分かりやすいということを考えて、そういう対応をさせていただいたものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 先ほども質問事項がございましたが、国の持続化給付金の手続でタイムラグがあるという話がございました。私も国の持続化給付金の対象事業者の方とお話ししまして、実際の申請手続をインターネットでやりました。インターネットの環境もありますが、非常に混雑していてなかなか入っていかないというところもあったのですが、おおよそやれたことはやれたのです。ただ、こういうことが全ての事業者ができないというようなところもあるかと思っておりますので、ぜひとも市のほうで対応を考えていただきたい。実は、農業者のほうは農林水産省のほうとの交渉か何かで、農協のほうの代行、一緒に援助ということも可能にはなっておるようです。連休中に商工会の相談員の方とちょっとお話ししましたら、商工会に一旦いろいろなことを任せてほしいというようなところも上げているようですが、なかなか国の

ほうが動いてくれないということを相談員の方は申ししておりました。ぜひとも佐渡市のほうからも商工会のほうを通じて制度の周知と手続の援助について声を上げていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今商工会ともしっかり議論をしながら、まずはインターネットで出す場合、個人を確定できるというところがございますので、ほかのパソコンではなかなか申請しにくい点もあるかと思えます。そういう部分もございますが、説明の内容、提出資料をしっかりと1回で出せるように、そういう意味で佐渡市のほうも明日以降相談窓口のほうをしっかりと用意いたしますし、各商工会にもしっかりとそれに対応して、今回の場合フリーランス、要は個別で、法人ではなくても、例えば今あったとおり農業者、漁業者含め、個人で営業している方が非常に広く対象になりますので、ぜひこの情報発信のほうも商工会だけではなくて、農協、漁協と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 追加であります。商工会の方ともお話ししましたら、相談窓口をこちらのほうは設けるということを国のほうは申しているそうですが、いつどこでどうやってやるかというのは全然具体的なものがないということですので、ぜひとも市長、今お答えいただいたところを強く進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 国のものをしっかり頂くことによって市の補助事業自体も申請が非常に楽になりますので、国のものをしっかり申請できるような対応を取ってまいります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 幾つか聞きます。

まず1つは、さきの4月28日に議会としてつけた意見の中に、「新型コロナウイルス感染症の拡大で市民の暮らしや営業は大変厳しい」と、「県内外の自治体においての独自の支援策も踏まえて国、県の助成のみならず、佐渡市として市民の安心につながる独自の取り組みを進められたい」という意見というか、決議があるわけだけれども、それとの関連でどのような組立てになっているのかをまずお聞かせを願いたい。

2つ目です。地方創生の先ほどのお金で、これ全額ですか。つまり先ほどもちょっと言いましたが、今これリーマンショック以来と、リーマンショックを超えるほどのものだという。リーマンショックのときと比較すると極めてこれ少な過ぎるのではないか。先ほどちょっと冒頭で市長も言いましたが、6月17日に新たな対策を打ち出すと。今不思議なことに自民党から野党も含めて全員が少な過ぎると言っていると。だけれども動かない、スピード感がないというのが今の状況なのだけれども、幾ら何でもこれ少な過ぎやしませんかという私は思いがしているわけ。それで、リーマンショックのときもかなりの金額来たと思うのですが、もちろん算定基準は違うのだけれども、それと比べてどうなのかという見方をまず一つしなければいけないと思うのです。その辺どうか。

組み立てたコロナの経済対策です。私は、今回示された中身についてはそれなりによくできているので

はないかなというふうに思っています。先ほどから議論になっている持続化給付金、5割で足切りした。これは国が悪いのです、国が。国会でも議論になって、何で5割だと、4割、3割駄目なのかと言ったら、まともに答弁できない。国が悪いのだけれども、そこに上乘せすると。そこで聞きたいのだけれども、市の独自の使途として、その50%以下を市が補填しようとしたと。国の持続化給付金のやつは、その証明書があれば上乘せできるのだけれども、50%以下のやつはどういうふうに対応をしていくのか。これ本当にさっきの国保税や固定資産税、いろいろなことで困っている人にとっては本当に切実だし、国のように複雑にしても駄目だし、その辺は具体的にどうなのかということが2つ目。

市の事業継続支援金、いわゆる持続化給付金の市版だよな、上乘せ版。市版なのだけれども、これはなぜ20%なのか。今回、「ああ、なるほどな」と思って感心をしたのは、有人国境離島のところで事業を再開した方々については5%以上減少した場合に対応すると。事業を始めたのとあれも違うけれども。ただ、今の状況というのは、全体として取り巻く状況は同じ状況なのかなというふうに私は思うのだけれども、なぜ20%にしたのかと。

それともう一つは、個人向けの子育て世代への5,000円の上乗せ、これも本当に私は一定程度評価できているのだけれども、この前もちらっと言いましたが、では高齢者はいいのかという話。今佐渡の場合はデイサービスとかいろいろなものはまだ動いていますけれども、全国的に見るとそういうのが止まっていて、家庭へ云々。今回の国の制度の趣旨の柱が、働いているお母さんたちが子供たちとの対応の問題もあるのだけれども、マスクの問題やいろいろな問題を考えていくと、高齢者がやっぱり40%以上いると。寝たきりや、そういった方もいっぱいいるという中において、やっぱりこれは何らかの対応が私要ったのではないかなというふうに思うのだけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

4月28日の総務文教常任委員会からのご指摘に合わせまして、いろいろ額のほうも想定しておりましたが、50万円、25万円という額を想定しながら、また本当に今必要になっているということで、飲食店、商店街の皆様には家賃相当の部分、またホテルにつきましてはかなり高額になるということで電気の基本料金の上限を設けた額ということで、いろいろご指摘を受けながら不足の部分の体制を立て直させていただいた、この事業として進めさせていただいたという状況になっております。

地方創生臨時交付金につきましては、今回のものは全額基本的に充てさせていただいております。その上に不足ということで財政調整基金のほうを使わせていただいているという状況になっております。

リーマンショックとの比較は、財政課長のほうからご説明をさせます。

市の独自支援につきまして、50%以下につきましては、これから基本的な手続はやはり昨年度の確定申告と今年の売上げの減少が分かるものということで、できるだけシンプルな形で申請を受け付けていきたい。この申請を市と商工会とで一緒に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

20%の根拠につきましては、非常に私どもも悩んだ点ではございます。しかしながら、減収の部分ということで10%ということも議論をいたしました。減収事由が5%がいいのか、10%がいいのか、20%がいいのかということで、そういう議論ではございましたが、やはり一定程度の被害があった方ということで、20%ということで設定をさせていただいたものでございます。そういう部分で、特別な被害という

ことでの支援策ということでございますので、20%というふうに考えさせていただきました。国の考え方につきましては、これは地方創生事業の継続という趣旨で考えておりますので、5%ということで、雇用を守るということが重点ということで5%になっているというふうに考えているところでございます。

これから高齢者全体といいますか、高齢者ということも含めまして、市民皆様全体が困っているという点につきましては、現段階、今事業者向けの支援を中心に取り組んでおりますが、今後の経済状況等を見ながら、どのような生活で厳しくなっていくかも見ながらまた再度判断をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） リーマンショックのときの国の交付金ということのご質問ですが、リーマンショックにつきましては平成20年9月リーマンショックが発生しまして、その後国の交付金につきましては平成20年度については13億円、平成21年度が33億円、その後23、24、25ぐらいまであったかと思うのですが、そのところはちょっと今把握しておりません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今言ったように、私の持っている資料で言うと、ざっくり言うとリーマンショックのときには金額で46億円ぐらい。1回きりではありませんよ。これも1回きりではない。ただ、リーマンショックとの比で見たときに、3億円というのではないだろうという気がするのです。幾ら佐渡に感染者がいないといったって、経済問題やいろいろな状況の中で3億円で一体何ができるかというところ。これ市長に怒ってもしようがないの。安倍首相に怒らないといけないのだけれども。それから言うと極めて私問題があるなというふうに思うのだけれども、その辺市長としての見解はどうか。例えば先ほど答弁なかったのだけれども、市の事業継続支援金の手続、国の上乘せについてはそれが通れば出せるのだけれども、市の場合は具体的にどうするのかというところをお尋ねをしておきたい。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

3億円の地方創生臨時交付金については、私も正直1兆円を割り崩すと大体1自治体3億円、我々の規模だと3億円になるだろうというふうに見てはあったのですが、通常であれば例えば離島であることとか、財政上の問題であるとか、そういう部分で上乘せ等があるのですが、今回はコロナということで、コロナのほうに優先されたというものが私どもの配分の実感でございます。そういう部分では、私としては全く不足であり、このコロナで1か月、観光のお客様は1か月ではございません。3月からでございますが、ほぼ止めながらコロナ対策をしているという点をしっかりと判断をした上で、国の対応をこれからも要望してみたいというふうを考えております。

市の手続につきましては、先ほどちょっと申し上げたつもりでございますが、基本はやはり昨年の確定申告と今年の売上げが分かるものということで、そのものを市ないし商工会で判断をして、できる限り迅速な対応で交付、支援していきたいというふうを考えております。ただし、今の段階で例えば50%行っていないなくても、この後、例えば5月、6月、7月に行くという方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方々は国のほう受けられる可能性もございますので、状況をしっかりと聞きながら取り組んでまいりたい

というふうを考えているところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） すみません。先ほど申し忘れたのですが、漁業者の方についての持続化給付金なのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） すみません。2回目になるものですので、この案件については。

それでは、質疑なしと認めます。

議案第56号についての質疑を終結いたします。

議案第57号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第57号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第57号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、委員会審査のため休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午後 7時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第52号、議案第53号、議案第56号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第54号、議案第55号、議案第57号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部改正を同日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年2月以降の収入に相当の減少がある事業者等に対し、1年間

税の徴収猶予の特例措置が講じられたことに伴う所要の改正であります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ54億313万8,000円を追加する予算の補正を本年4月30日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、各世帯への支援を迅速に行うため、特別定額給付金給付事業の経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

なお、市民厚生常任委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。2款総務費、1項総務管理費、20目特別定額給付金給付費、特別定額給付金給付事業（新型コロナ対策について）。国が示す手続では世帯主が申請することとなっているが、受給者は個人であることから、DV認定されていない人など、個々の事情に十分配慮し、市民一人一人に給付が確実にされるよう最善を尽くすこと。

議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和2年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4億6,200万8,000円を追加するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対策として、事業者の事業継続及び経営基盤維持のための支援並びに子育て世帯への支援に係る経費を予算計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。総括的事項。4月28日の臨時会において、「国・県の助成のみならず佐渡市として市民の安心に繋がる独自の取組を早急に進めること」と意見を付しているところであるが、今回の緊急事業継続支援費（新型コロナ対策）については、売上げが大きく減少している市内の事業者に対し、市独自の支援金を給付する制度となっている。事業者にとって有効な施策となっていると評価するが、今後の新型コロナウイルスの感染状況が予断を許さないこともあり、長期的な視点に立ってさらなる取組を進めるよう強く求める。

また、矢継ぎ早に示される国の対策に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策室（仮称）を設置するなど、市民の安心につながる体制の整備を求める。

2、市民厚生常任委員会。3款民生費、2項児童福祉費、7目子育て世帯への臨時特別給付金給付費、子育て世帯への生活支援給付金給付事業（新型コロナ対策）について。給付は、高校2年生、3年生の子供を持つ保護者に限定するのではなく、18歳以下の全ての子供を持つ保護者を対象とすること。ただし、特例給付世帯（高所得世帯）については、国の基準と同様に除くこと。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 総務文教常任委員のほうからやれという意見が多かったのでやりますが、通告してあるとおりです。今回の市の独自対策の中でのものであります。子育て世帯への生活支援給付金給付事業、国の制度に横出しをしたり、上乘せをしているというのが今回の佐渡市の制度になっておりますが、100%とは思いませんが、それなりに頑張っているのかなというふうに思うのですが、先ほど読まれたように意見が付されていますが、どのような理由から意見がついたのかということをもっとお聞きをしたいというのが1点目であります。

2点目は、ここで18歳以下の全ての子供を持つ保護者を対象ということでもあります。つまり18歳以下といっても働いている人もいるわけでありまして、もともとの制度そのもの、国の制度がいいとも言いませんが、もともとは子育て世帯への生活支援給付というのが制度設計の柱なわけで、働いているような方でも保護者もいるということになるのですが、当然対象になると思うのですが、具体的にはどうなのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをさせていただきます。

この生活支援給付金給付事業、市の単独事業の部分でございますが、まずは国の臨時特別給付金1万円に対する上乘せ部分5,000円というのが児童手当を受給する世帯、ゼロ歳児から中学生のいる世帯、3月まで中学生だった世帯は新高校1年生になっているので、立てつけ上高校1年生までが対象となっております。今回当委員会として意見をつけた部分が高校2年生から3年生、国の対象外の部分も佐渡市として5,000円の支給をするというものでございます。その基準といたしましては、高校に在籍をしているというものが条件としてつけられておりました。当委員会としましては、コロナの影響を受けているのは高校に在学している者だけではなく、例えばフリースクールであったり、通信制の高校であったり、ひきこもりであったり、様々な方が様々な形でコロナの影響を受けている。高校に在籍しているという条件ではなく、一律に全ての18歳以下の子供に対して支給をすべきであるということで、このような意見をつけさせていただきました。

2番目の働いている人も対象となるのかということにつきましては、先ほど述べた趣旨から、働いている方も対象となるということで意見をつけさせていただきました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、まず1つは、今回の特別定額給付金もそうではありますが、この子育て世帯への臨時特別給付金については原則申請不要ということをご承知のとおりだと思いますが、そうするとこの部分が新しく申請あたりが必要になってくる、そして手続きが煩雑になるのではないかと思うのだが、その辺の問題はないのかということ、10万円やっている関係も含めて。

2つ目、今回の給付については、令和2年の4月時点での児童手当で区切るわけですね。そういう意味で言うと、そこについては当然同じだと思うのだけれども、先ほど言ったようにフリースクールだとか通信教育を受けている方というのは当然これ入れるのは私は間違いはない、必要なことだと思うのだけれども、

その辺どうなのか。結果的に言うと、働いている、18歳以下全員にもう配ってしまえというのだったらそれはそれで分かりやすいと思うのだけれども、国の制度の柱がある中でもう一つのこれを入れていくということで、非常に制度として分かりにくくなるのではないかというふうに思うのですが、どうなのか。

それと、重箱の隅をつつくと云われましたが、保護者を対象にするということだが、児童福祉法に基づいての保護者ということになるのだろうと思うのですが、これは法的に瑕疵がないのかどうなのか。それと、保護者のいない18歳以下もいるわけで、この児童手当そのものも里親がもらえるのかどうなのかという、児童福祉法の中でも何かいろいろな疑問があるのだけれども、その辺のものは十分乾いているのかお尋ねをしたい。

結果的に言うと、市が示したこの給付金制度の枠の中でやれるという理解でよろしいのか。事実上、予算修正とは言いませんが、それに近いような中身なものですから、制度の中身を大きく変えるのかなというふうに思うのですが、その辺どうなっているのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、2回目の質問にお答えします。

質問がたくさんございますので、答弁漏れがあるかもしれませんが、まず申請が必要であり、煩雑にならないのかという点でございます。そもそも最初の佐渡市の立て付けでは、高校2年生、3年生についても申請制度になっております。高校に在学するというものが条件にありましたので、それには在学証明書等の証明も添付をしながら申請をするというような説明がありました。ですので、今回学校に在学するという条件は撤廃すべきということですので、そういった申請書における煩雑さは解消はされるのかと思いますが、これは今後佐渡市がどのように制度をつくっていくかによるかと思えます。

保護者の件でございます。保護者のいるいないとか、保護者の定義というお話がございましたが、そもそも佐渡市として高校2年生、3年生の保護者を対象とするところの部分でございましたので、その保護者の定義についてもそもそも佐渡市が考えている保護者の定義を準用するものと考えております。

対象を増やしたことによって予算の組替え等々どういうものになるのかということなのですけれども、佐渡市の予算、総額で高校2年生、3年生の算定基準として対象者が842人、これを対象として、掛ける5,000円という形で説明がございましたが、この842人という基準につきましてはあくまでも住民基本台帳の現在高校2年生、3年生の世代の全ての人数を出してきた人数であり、あくまでも高校に在学している人数で出したものではないということでございますので、これについても大きな変化はないものと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、我々議案として一定程度の骨格ができて、要綱があったりなんかする中で、こういったものとして予算計上して実施をしていくということで予算を認めるわけなのだけれども、そういう意味で言うと、市民厚生常任委員会でこういう意見をつけたから、あとは執行部のいいほうでやってくれという意見なのかな。どうなのですか。その辺はやっぱりしっかりこの原案をどうするか、未確定、少なくとも八、九割は固まっていなくておかしい話で、あとは任せるとするのはこれちょっとおかしいと思うのだけれども、その辺はどうなのかということです。

特別定額給付金の事業で見ても分かるように、書類の不備の問題とかいろいろ煩雑な問題が実際にやっていると生まれてくるというのが現実問題あると思うのです。その辺、例えば働いている人まで対象にするというのは、令和2年4月現在で18歳であるということが確認できれば全て対象になるということなのだけれども、非常に逆に難しさが出てくるのではないかと思うけれども、その辺も含めてあとは執行部に任せただけから勝手にやってくれという理解でよろしいですね。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） まず、当委員会としましては、大枠の部分で高校に在籍している者という条件があったという点を大きく捉え、そこで条件をつけるのはいかがなものかということで、条件の撤廃を求めたところでございます。ですので、そういった大枠の部分の議論はいたしました。ただ、それを撤廃した後どういう形でというところの審査は行っておりません。ですが、もう既に住民基本台帳では842人とか具体的な数字も押さえているわけですので、それについては執行部のほうで考えていくと。執行部の事務量の負担というところの議論はいたしておりません。あくまでもコロナの影響を受けている子供たちにやはり全てひとしく給付をすべきだという観点から議論いたしました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第56号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第56号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第56号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について、委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第54号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等が療養により給与等の支払いを受けられなかった場合に傷病手当金を支給するため、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決す

べきものとして決定しました。

議案第55号 佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新潟県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給する条例改正を行ったことにより、佐渡市においての傷病手当金の支給に係る申請書の受付について規定するため、佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ123万円を追加するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して支給する傷病手当金を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第58号

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第58号 佐渡市副市長の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案についてご説明させていただきます。

議案第58号 佐渡市副市長の選任について。本案は、佐渡市副市長に伊貝秀一氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第58号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第58号 佐渡市副市長の選任についての採決をいたします。

本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

ただいま伊貝秀一君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔伊貝秀一君入場、登壇〕

○伊貝秀一君 今同意をいただきました伊貝秀一と申します。議場に来るのは5年ぶりであります。まさか戻ってくるとは思っておりませんでした。この場で、ちょっと場所は変わっておりますけれども、幾多の議論を交わし、そういった懐かしい顔ぶれが見えます。それ以来ずっと頑張ってきたのだなということで、敬意を表したいと思います。また、新たに顔が見える方につきましては、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

私についてですけれども、どこの誰かということをやっと言わないと駄目だと思いますので、手短かに申しますけれども、昭和30年生まれ、両津夷の生まれ育ちであります。大したものもない時代、そして佐渡汽船も北埠頭にあり、あそこに新潟交通の営業所もあり、物すごくにぎわいのあった、船で帰る人には紙テープで送ったというのが懐かしい思い出となっておりますけれども、それから昭和40年代、昭和50年代とずっと国の経済は成長を続け、高度成長に入ってまいりました。私自身は、ずっと両津で育ち、大学のときだけ東京のほうで、離れました。戻ってまいりまして、両津市のほうに勤めることになりました。市橋市長、伊豆野市長、それから川口市長で佐渡市合併に突入、そして高野市長、それから甲斐市長というふうに、代々物すごく立派な方々に教えを受けながらやってまいりました。都合36年間の公務員生活でありました。なぜか私に特技があったわけでも何でもないので、その半分、18年間というものは財政関係に通算、両津市のときもそうですし、佐渡市になってからも10年間というものを財政畑で過ごしました。決して何か資格があるとか、そういったことも全くない。むしろ私は数字嫌いなほうでございます。でありますけれども、そうあってずっと昔から今に至るのを見て、この5年間はただ一市民としておりました。非常に行政が遠い、市役所が遠いというのは年々やっぱり、辞めた身でだんだんそういうふうな感じというのは覚えてきていたのが実感であります。実際辞めてみるとやっぱり市役所、あるいは今行政で何が問題になっているかというのは実は分からないのです。議会を見ても分からないし、今何が問題になっているのかというのは全く分からないのです。一日議会を見ているわけにもいきませんので。そんなことを感じながら来ておりました。自分の記憶の中では、そうやって成長していくその姿というのが記憶にございますし、地元の鬼太鼓を踊れば観光客と一緒に撮影をした、まるでスターだったこともあります。だけれども、今やむしろそういった姿というのはもうありません。ちょっともったいつけた言い方をすれば、まさに地域経済はちょっと廃れてしまっているというのが実感として感じています。今回渡辺市長は、にぎわいの佐渡を取り戻すということで立たれました。私がすべきことは何かということを考えますと、そこに私がどれだけ支えてあげられるのかということだけであります。もちろんそこにはここにおられる、大体顔の分かる人ばかりがおりますけれども、優秀な職員が、幹部職員も全部含めてですけれども、方向さえ示してあげれば一生懸命やる職員ばかりです。やはり上の的確な方向を示さなければ、職員は右往左往するだけです。私の最後の職場であった財務課長のとき、多分あそこの課で一番仕事をしていなかったのは私だと思います。ほかの課員は、私を除けば、相談事を受け、私が方向性をこれでどうだというのさえ示せば、職員は一生懸命仕事をしていました。きっとそういうものだと思います。一丸となって渡辺市

長を支えたいというふうに思います。議会の皆さんにおかれましても、目指すところは同じだというふうに思います。ぜひとも良好な関係の上で協力のほうをお願いしたいと思います。

私から申し上げたいのは以上です。ありがとうございました。

〔伊貝秀一君退場〕

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

令和2年第3回（5月）佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 8時01分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 山 本 健 二

署 名 議 員 佐 藤 定